

介護保険システム不具合による高額介護サービス費の追加支給について

介護保険制度における高額介護サービス費について、公費負担医療対象者の算定システムに誤りがあり、高額介護サービス費を過少支給していたことが判明しました。速やかに不足分を支給できるよう必要な手続きを進めてまいります。

■概要

介護保険制度では、介護保険サービスを利用しその自己負担額が高額になった場合に自己負担額を軽減するため、高額介護サービス費を支給しています。

高額介護サービスを算定する際、公費負担医療の対象となっている介護保険サービスの利用者について、公費負担医療の自己負担額を含めずに計算していたため、支給額に不足が生じたものです。

■追加支給対象

対象期間：令和元年12月利用分から令和4年2月利用分まで

対象者：6人

対象金額：65,600円

■今後の対応

対象者には速やかに追加支給の手続きを行うとともに、適切な事務執行による再発防止に努めてまいります。

【問い合わせ先】

古賀市保健福祉部 健康介護課 介護保険係

TEL：092-942-1144 FAX：092-942-1154

e-mail：kaigo@city.koga.fukuoka.jp